

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	秋田市医師会立秋田看護学校
設置者名	一般社団法人秋田市医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	9	9	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

http://www.acma.or.jp/school/jitsumu.pdf

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	秋田市医師会立秋田看護学校
設置者名	一般社団法人秋田市医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	秋田市医師会立秋田看護学校学校関係者評価委員会
役割	学校長が行う自己点検及び自己評価の結果並びにそれに伴う改善方策について評価し、併せて、意見、助言等を行うことにより、学校運営の組織的かつ継続的な改善を図る。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
秋田厚生医療センター 副 院長兼看護部長	令和元年8月1 日から同3年3 月31日まで	臨地実習受入れ施設
地方独立行政法人市立秋田 総合病院 看護部長	同上	同上
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	秋田市医師会立秋田看護学校
設置者名	一般社団法人秋田市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>毎年度12月から翌年度の授業時間割の調整作業に入り、2月に授業計画書の原案作成及び印刷業者への入稿を行い、3月末日までに授業計画書を完成させる。完成した授業計画書は、学生に配布するとともに、ホームページで公表する。</p>	
授業計画書の公表方法	http://www.acma.or.jp/school/SYLLABUS2019.pdf
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	

<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>次の成績評価の方法・基準により、厳格かつ適正に単位の修得を認定している。</p> <p>○方法 講義科目試験の結果（点数）及び臨地実習要項に規定する評価基準に基づく実習成績により学習成果を判定する。</p> <p>○基準 次の4段階に区分し、60点以上を合格とする。 A（100～85点）、B（84～70点）、C（69点～60点）、D（59点以下）</p>	
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>各学生の講義科目及び実習科目における成績の状況を把握するため、通常の成績評価とは別に、成績の分布を示す成績分布表（60点以上は概ね10点刻みとする。）を、毎年度末日までに作成する。</p> <p>成績分布表の作成方法は、学生ごとに講義科目試験の素点と実習科目の評点とを合算し、これを当該学年次において履修予定である全授業科目数で除して個別に平均点を算出することにより順位付けを行う。この場合において、下位4分の1に該当する学生には、その旨を伝え奮起等を促す。</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>http://www.acma.or.jp/school/seiseki.pdf</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

講義科目試験及び実習科目評価において60点以上を獲得すること等により、学年ごとの単位数(1年次36単位、2年次42単位、3年次22単位)の合計100単位を修得し、かつ、欠席日数が出席すべき日数の3分の1以下である場合に、学校運営会議における個別審査を経て卒業を認定する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<http://www.acma.or.jp/school/seiseki.pdf>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	秋田市医師会立秋田看護学校
設置者名	一般社団法人秋田市医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	http://www.acma.or.jp/school/taishaku.pdf
収支計算書又は損益計算書	http://www.acma.or.jp/school/shushi.pdf
財産目録	
事業報告書	http://www.acma.or.jp/school/jigyō.pdf
監事による監査報告（書）	http://www.acma.or.jp/school/kansa.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士	
医療		医療専門課程	看護学科	○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類			
			講義	演習	実習	実験
3年	昼	100単位	77単位		23単位	
			100単位			
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
120人		118人	0人	13人	65人	78人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 毎年3月末日までに授業計画を作成するとともに、各授業の担当教員が授業科目ごとの講義計画、演習計画、実習計画等を作成し、学生に配布する。
成績評価の基準・方法
（概要） 次の成績評価の方法・基準により、厳格かつ適正に単位の修得を認定している。
○方法 講義科目試験の結果（点数）及び臨地実習要項に規定する評価基準に基づく実習成績により学習成果を判定する。
○基準 次の4段階に区分し、60点以上を合格とする。 A（100～85点）、B（84～70点）、C（69点～60点）、D（59点以下）

卒業・進級の認定基準 (概要) 講義科目試験及び実習科目評価において60点以上を獲得すること等により、学年ごとの単位数(1年次36単位、2年次42単位、3年次22単位)の合計100単位を修得し、かつ、欠席日数が出席すべき日数の3分の1以下である場合に、学校運営会議における個別審査を経て卒業を認定する。
学修支援等 (概要) 補講、補習、国試対策のための個別支援等を行うほか、夏季休業中の三者面談、必要に応じた個別面談等を実施する。

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
33人 (100%)	1人 (3.0%)	31人 (93.9%)	1人 (3.0%)
(主な就職、業界等) 県内外の総合病院、大学附属病院等			
(就職指導内容) 学内就職説明会、病院見学、卒業生との懇談会等を実施する。			
(主な学修成果(資格・検定等)) 看護師国家試験			
(備考)(任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
120人	5人	4.2%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学習支援、学生・保護者との面談、学校カウンセラー相談等を実施する。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	300,000 円	600,000 円	400,000 円	施設設備整備費負担金 50,000 円、教科書・白衣代等 350,000 円
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
3年次生 (他の奨学金の貸与を受けていないことが条件) を対象として、年 600,000 円を貸与する秋田市医師会奨学金制度がある。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 刊行物等の名称：自己点検・評価報告書 入手方法：希望者に窓口配布		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 主な評価項目として、学校運営、教育理念・教育目的・教育目標、教育課程経営、基礎・成人・老年・小児・母性・精神看護学における教授、学習及び評価過程、経営・管理過程、国家試験、研究活動の状況等を設定している。 学校関係者評価委員には、卒業生、保護者、医療・看護・保健・福祉業務従事者、地域住民、教育関係者その他の有識者から2名以上委嘱することになっている。 学校関係者評価委員会は、自己評価結果の評価、施設設備等の視察・確認、教職員との意見交換などを行うことにより、学校運営の組織的かつ継続的な改善を行うものである。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
秋田厚生医療センター副院長兼看護部長	令和元年8月1日から 同3年3月31日まで	病院
地方独立行政法人市立秋田総合病院看護部長	同上	同上
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 令和2年度から学校関係者評価を確実に公表する。		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

秋田看護学校ホームページ (<http://www.acma.or.jp/school/>)